

## 議案第130号

学習者用端末及び充電保管庫の取得について（大阪市立滝川小学校ほか  
111校分）

全児童及び全生徒のICTを活用した学習を支援するため、次の機器を買い入れる。

- |   |        |   |        |         |
|---|--------|---|--------|---------|
| 1 | 物      | 件                                       | 学習者用端末 | 47,589台 |
|   |        |   | 充電保管庫  | 1,299台  |
| 2 | 契約の相手方 | 大阪市淀川区宮原3丁目4番30号ニッセイ新大阪ビル<br>S k y 株式会社 |        |         |
| 3 | 契約金額   | 2,921,012,820円                          |        |         |
| 4 | 納入期限   | 令和3年3月31日                               |        |         |
- 令和2年7月28日提出

大阪市長 松井一郎

## 説 明

学習者用端末及び充電保管庫を買い入れるため、大阪市財産条例第2条の規定により、この案を提出する次第である。

(参考)

大阪市財産条例（抄）

（議会の議決に付さなければならない財産の取得又は処分）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号。以下法という。）第96条第1項第8号の規定により、市議会の議決に付さなければならない財産の取得又は処分は、予定価格70,000,000円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは売払い（土地については、1件10,000平方メートル以上のものに係るものに限る。）又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは売払いとする。